

新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を求める意見書

今日、我が国では、新型コロナウイルスによる感染症の脅威に直面している。国は新型コロナウイルスの急速な感染拡大を受け、4月7日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づき7都道府県に緊急事態宣言を発令。その後、同16日には、対象地域を全国に拡大した。

そのことにより、長期にわたり外出自粛の要請と併せて、商業施設等を対象とした休業要請が行なわれるなど、私たちの暮らしや生命に関わる危機感は日々高まり、感染経路の不明な感染者の増加等により、社会全体に先の見えない不安感や閉塞感が広がっている。

全都道府県に出された緊急事態宣言は、5月25日に全面解除となったが、国内では依然として感染者数は多く、今後も予断を許さない状況である。

こうした中、国や地方自治体の果たす役割は極めて多大であり、感染拡大への対応と併せて、生活全般にわたり制限を余儀なくされ、暮らしに困っている個人、事業者等に対し、迅速かつ幅広い支援が求められている。

過日、国においては、新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を支援するため、追加的な経済対策並びに第2次補正予算案が可決、成立したところであるが、その内容や対応等はまだ十分であるとは言えず、引き続き国民の不安解消に努め、私たちが明日への希望を見出せるよう、早急な取り組みが不可欠である。

よって、政府並びに国会におかれては、あらゆる変化を的確に捉え、国民のさまざまな声をしっかりと受け止め、今回の経済対策並びに補正予算にとどまることなく、さらなる支援策を速やかに講じるとともに、当該臨時交付金の増額、使途緩和や事務軽減等、柔軟な対応のもと、地域の実情に即した支援を行なうよう、特段の措置を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月22日

善通寺市議会